

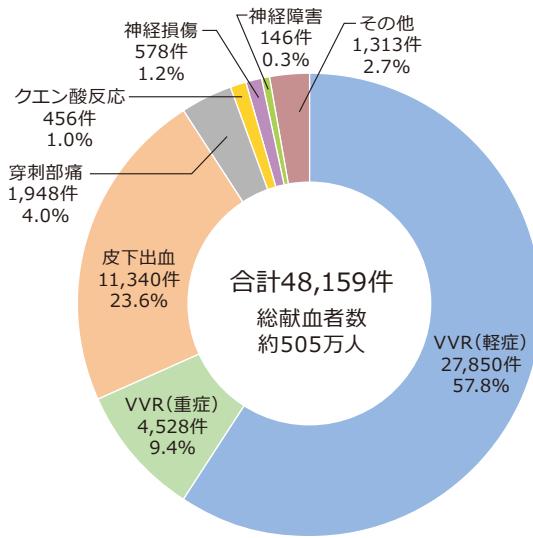


献血者の健康状態等を十分確認した上で採血を行いますが、時には気分不良、めまい、神経損傷などの健康被害が起こることがあります。(大半は、採血後に十分な休憩や水分補給を行うことで防げます)

献血者の健康被害の症状とその発生状況は右図のとおりです。

発生頻度が高いのは、血管迷走神経反応(VVR)と呼ばれるもので、一時的な気分不良や顔面蒼白などの症状が代表的です。

日本赤十字社では、これらの健康被害を防ぐために、採血後の安静や水分補給について注意を促し、万が一、腕の痛みなど健康状態に心配が生じた時は、血液センターに連絡するよう呼びかけています。



令和3年度の献血者の健康被害発生状況

■ 献血者健康被害救済制度

健康被害が医療機関の受診を要するような状態になった場合、医療費や医療手当などが支給される制度です。

令和3年度は、新たに519人について、この制度が適用されました。

(令和4年11月1日現在)

給付項目	給付額等
医療費	病院又は診療所を受診した場合、その医療に要した費用を補填するもの。
医療手当	病院又は診療所を受診した場合に要する医療費以外の費用を補填するもの。 その額は、1日につき4,610円、月ごとの上限を36,900円とする。
障害給付	後遺障害に対して、その障害の程度に応じた一時金を給付するもの。その額は、給付基礎額8,900円に障害等級1～14級に応じた倍数を乗じて得た額(445,000円～11,926,000円)とする。
死亡給付	採血によって生じた健康被害が原因で死亡した献血者等の一定の範囲の遺族に対して一時金を給付するもの。その額は、44,150,400円とする。
葬祭料	葬祭を行うことに伴う出費に着目して、葬祭を行う者に対して給付するもの。 その額は、212,000円とする。